

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成21年度 第1四半期 会計期間末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,375,990	2,870,669
基金等	508,756	515,531
価格変動準備金	179,289	177,522
危険準備金	458,323	458,323
一般貸倒引当金	2,335	2,340
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	855,078	359,996
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	384,617	386,766
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	791,593	767,164
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	95,996	103,025
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	560,766	522,540
保険リスク相当額 R1	129,898	131,716
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	52,254	52,927
予定利率リスク相当額 R2	76,754	79,303
資産運用リスク相当額 R3	432,637	389,191
経営管理リスク相当額 R4	13,954	13,187
最低保証リスク相当額 R7	6,188	6,213
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,204.0%	1,098.7%

- (注) 1. 平成20年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。平成21年度第1四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。